

平成27年度小清水町敬老会のお知らせ

多年にわたり本町の発展にご尽力されました高齢者の方々に対する敬愛の念と長寿を祝福するために、今年度も敬老会を開催します。

あわせて、例年支給しております敬老祝い金、賀寿祝い金（喜寿・米寿・百寿・長寿）、金婚式記念品は、敬老会当日のほか下記の期間においても支給を行います。

◆小清水町敬老会について

1. 日 時：平成27年9月10日（木）午前10時～
2. 会 場：愛ホール（小清水町多目的研修集会施設）
3. 対象者：昭和15年12月31日以前に出生された方（対象者には案内状を送付します。）

◆敬老祝い金等の受取期間・場所

- ・9月 9日（午前10時～午後1時） 場所：小清水コミュニティプラザ（町立図書館）
- ・敬老会当日（午前8時30分～午前10時） 場所：愛ホール（小清水町多目的研修集会施設）
- ・9月11日～18日（午前9時～午後5時） 場所：小清水町商工会 ※土日はお休みです。

※一般社団法人ふれ愛こしみず主催による『商品券の交換』も同時に行いますので、できるだけ上記の期間にお受け取りにお越しくください。

1. 対象者：小清水町敬老会参加対象者（昭和15年12月31日以前に出生された方）
2. 内 容：スタンプシールを500枚貼った台紙1冊を『1,000円分の商品券』に交換します。
※1人2冊まで交換できます。
※交換の際は、確認できる書面（敬老会の案内状など）を提示してください。

【お問い合わせ先】 保健福祉課福祉係 ☎ (62) 4473

中東呼吸器症候群(MERS)の感染予防と健康相談

1. 中東呼吸器症候群(MERS)について

中東呼吸器症候群(MERS)は、2012年に初めて確認されたウイルス感染症で、主として中東地域で患者が発生しています。

詳しくは、中東呼吸器症候群(MERS)に関するQ&A(厚生労働省ホームページ)をご覧ください。

※URL http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/mers_qa.html

2. 感染予防について

現在のところ、日本国内における感染を過剰に心配する必要はありませんが、今から感染症予防の習慣を身につけておくことが大切です。

MERSのような呼吸器症状を主とする感染症に対しては、一般的に次の対策が有効です。

■呼吸器感染症の一般的な予防方法■

- 【自分が感染しないために】 ①咳や発熱等のある人にむやみに近づかない ②マスクを着用する
③手洗い、うがいをする
- 【他人に感染させないために】 ①咳エチケットに心がける ②咳や熱があるときはマスクを着用する

3. MERSに関する健康相談

中東地域の旅行から帰国後、咳・発熱などの症状が出た場合は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ先】 網走保健所健康推進課 ☎0152 (41) 0698

「臨時福祉給付金」・「子育て世帯臨時特例給付金」の申請を受付けしています！

小清水町では、『臨時福祉給付金』及び『子育て世帯臨時特例給付金』の申請を6月から受付けしています。各給付金の対象者がいる世帯に申請書を送付していますので、受付期間内に必ず申請してください。

- ◆申請受付日時等 (1) 期 間：平成27年9月30日（水）まで
(2) 時 間：平日の午前8時45分～午後5時30分
(3) 場 所：小清水町役場 保健福祉課

◆申請の際にお持ちいただくもの

臨時福祉給付金	(1) 臨時福祉給付金（平成27年度）申請書（請求書） (2) 印鑑 ※シャチハタ等のインク印は不可 (3) 身分証明書 ※申請者及び受給者全員分が必要です。 (4) 通帳
子育て世帯臨時特例給付金	(1) 子育て世帯臨時特例給付金（平成27年度）申請書（請求書） ※公務員の方は、勤務先よりお受け取りください。 (2) 印鑑 ※シャチハタ等のインク印は不可 (3) 身分証明書 ※申請者分が必要です。 (4) 通帳

※各給付金の申請書は、対象者がいる世帯へ6月に送付しています。

※身分証明書は、運転免許証、パスポート、写真付住民基本台帳カード、障害者手帳、健康保険証などです。

◆支給額

- ・臨時福祉給付金 1人につき 6,000円
- ・子育て世帯臨時特例給付金 児童1人につき 3,000円

◆給付金の支給日について

- ・申請後3週間程度で順次お支払する予定です。
※支給日等は、申請受付後に別途通知いたします支払決定通知書によりご確認ください。

◆一般的な制度の概要につきましては、厚生労働省ホームページ (<http://www.2kyufu.jp/>) をご覧ください。

◆次のような場合は、下記にお問い合わせください。

- ・申請方法等に関するお問い合わせ
- ・小清水町から転出された方など、申請に来庁されるのが難しい場合
- ・申請書が届いていない方で、臨時福祉給付金の対象になると思われる方

【お問い合わせ先】 保健福祉課福祉係 ☎ (62) 4473

人権擁護委員に再委嘱されました

小清水町長が推薦し、平成27年7月1日に法務大臣から再委嘱された人権擁護委員は下記の方です。

佐藤 清 氏（町内在住）

人権擁護委員は、いつでも地域住民からの相談に応じています。

相談内容についての秘密は守られ、また、相談は無料で、難しい手続きなどもなく安心して相談することができます。

相談していただく内容は、家庭内の問題や借地借家の問題、隣近所のもめごとなど、どのようなことでもよろしいので、遠慮なくご相談ください。

【お問い合わせ先】 釧路地方法務局人権擁護課 ☎0154 (31) 5014